

都留市社会福祉基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 7 号

都留市社会福祉基金条例を廃止する条例

都留市社会福祉基金条例(昭和 60 年都留市条例第 2 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。